

本款願書ニ關シ來ル六月二十五日午後四時大阪ニ於テ御回答下  
サレタシ

款 願 書

左記各條件承認ノ上即時實施サレタシ

一、全従業員ニ對シ解雇、減給、勞働強化ヲナサザルコト

ニ、トーカーニ關スル件

(イ) 日本物タルト西洋物タルトヲ間ハズ説明者廢止絶對反對

(ロ) 若シ止ムヲ得ズ廢止スル場合ハ

(1) 向フ三ケ年間其ノ實施ヲ猶豫サレタシ

(2) 轉職手當トシテ給料二ケ年分ヲ支給サレタシ

三、解雇退職手當ニ關スル件

(イ) 従業員ヲ解雇スル場合ハ給料一ケ年分ヲ支給サレタシ

(ロ) 右ノ外勤續滿三ケ年以上ノ者ニ對シテハ勤續一ケ年毎ニ給  
料一ケ年分ヲ、滿五ケ年以上ノ者ニ對シテハ勤續一ケ年毎

ニ給料一ケ月半分ヲ年功手當トシテ加給サレタシ

(ハ) 勤續年數ハ松竹合名會社當時ヨリ繼承シ今後モ會社組織ノ變  
更、所屬館、部署ノ變轉ニ拘ハラズ加算サレタシ

(ニ) 自己ノ都合ニ依リ退職スル場合ハ(イ)(ロ)ノ三分ノ二ヲ支給サレ  
タシ

四、昇給ニ關スル件

(イ) 臨時昇給ヲ左ノ如ク行ハレタシ

月給五十圓以下ノ者月給ノ三割

同 百圓 同 同二割五分

同 百五十圓同 同 二割

同 二百圓 同 同 一割五分

同 二百圓以上ノ者同 一割

但シ減俸者ニ對シテハ特ニ考慮サレタシ

(ロ) 今後定期昇給ヲ左ノ如ク行ハレタシ